

日薬連発第690号
平成29年10月3日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

新たに追加された一般名称の製品群への該当性について

標記につき、平成29年9月29日付け薬生監麻発0929第1号にて厚生労働省医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課長より通知が発出されました。(日薬連会長宛：薬生監麻発0929第4号)

つきましては、本件につき貴会会員に周知頂きたく御連絡申し上げます。

薬生監麻発0929第4号
平成29年9月29日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長



新たに追加された一般的名称の製品群への該当性について

標記について、平成29年9月29日付け薬生監麻発0929第1号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知をもって、別添（写）のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知したので、貴団体会員等に対し周知願います。





薬生監麻発0929第1号
平成29年9月29日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

新たに追加された一般的名称の製品群への該当性について

医療機器及び体外診断用医薬品の一般的名称の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の5第7項第1号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令」(平成26年厚生労働省令第95号)別表第1及び別表第2に定める区分への該当性については、「医療機器及び体外診断用医薬品の製品群の該当性について」(平成26年9月11日付け薬食監麻発0911第5号。以下「製品群該当性通知」という。)により示しているところです。

今般、平成29年9月29日付けで「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第318号)が告示されたことに伴い、製品群該当性通知の一部を下記のとおり改正しますので、貴管内関係業者、関係団体等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本臨床検査薬協会会長、一般社団法人米国医療機器・I V D工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器・I V D委員会会長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしています。

記

製品群該当性通知別紙 2

別表 第 1	別表 第 2	クラス 分類	一般的名称	該当製品群	備考欄 番号
-	1977	II	閉鎖式薬剤移注システム	注射、点滴、輸血及び透析の用に 供する非能動な非埋植医療機器	2-A-02

の項の次に次のように加える。

-	1978	II	中耳加圧装置	外科の用に供する能動な医療機器	2-E-04
-	1979	II	病理ホールスライド画像診断補助装置	その他能動な画像医療機器（厚生 労働大臣が認めるものに限る。）	2-F-03

別表 第 1	別表 第 2	クラス 分類	一般的名称	該当製品群	備考欄 番号
-	1134	III	メトキシフルラン用麻酔薬気化器	呼吸器用の能動な医療機器（酸素 療法用の高圧チャンバー及び吸入 麻酔用の機器を含む。）	2-E-02

の項の次に次のように加える。

別表 第 1	別表 第 2	クラス 分類	一般的名称	該当製品群	備考欄 番号
-	1136	III	経頭蓋治療用磁気刺激装置	刺激又は抑制の用に供する能動な 医療機器	2-E-03
-	1137	III	心臓・中心循環系用カテーテル操作装置	外科の用に供する能動な医療機器	2-E-04
-	1138	III	甲状軟骨固定用器具	整形外科の用に供する非能動な埋 植医療機器	2-B-02